

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 2 月 15 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 2 号

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員定数条例（昭和 49 年北上地区消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第 3 条 職員の定数は、 <u>145</u> 人とする。	(定数) 第 3 条 職員の定数は、 <u>154</u> 人とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

救急需要の増加に伴い消防力の強化を図るため職員定数を改正するものである。